

平成22年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積(累計)	10,625ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	99戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	16,766,838千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	39,101,838千円
第1項 営業収益	37,989,048千円
第2項 営業外収益	1,111,780千円
第3項 特別利益	1,010千円

支 出

第1款 下水道事業費用	38,351,588千円
第1項 営業費用	26,203,984千円
第2項 営業外費用	12,117,604千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,817,363 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 750,250 千円及び当年度分損益勘定留保資金 15,067,113 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	41,287,865 千円
第1項	企 業 債	33,074,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	2,650,943 千円
第3項	国 庫 補 助 金	4,561,970 千円
第4項	負 担 金	20 千円
第5項	寄 附 金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基 金 繰 入 金	1,000,570 千円
第8項	固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第9項	投 資 収 入	302 千円
第10項	そ の 他 資 本 的 収 入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	57,105,228 千円
第1項	建 設 改 良 費	16,766,838 千円
第2項	償 還 金	36,476,258 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	基 金 造 成 費	292 千円
第5項	投 資	3,851,810 千円
第6項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
入江崎総合スラッジセンター 運転管理業務委託経費	平成22年度から 平成25年度まで	909,755千円
平成22年度 公共下水道建設事業費	平成23年度から 平成24年度まで	7,549,980千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成22年度から 債務消滅時まで	5,684千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道 整備事業	千円 11,730,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 借換債	千円 6,844,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以内	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費 平準化債	14,500,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以内	借入れの日から20か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

4,514,804千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,667,215千円である。

平成22年2月17日提出

川崎市長 阿部孝夫